

誘導区域の設定に関する素案段階での課題

1. 居住誘導区域の設定について

①人口集中地区(DID)を設定条件とした場合

- ・福市・永江地区、三柳団地・浜河崎団地地区、伯耆大山駅周辺地区が区域から外れる。
- ・祇園町・錦海町地区が平成27年度はDIDであったが令和2年度は区域から外れている。

②公共交通の利便性が確保されている区域を設定条件とした場合*

- ・現在、人口が多い又は増加している以下の地区が区域から外れる。

(1)福米地区（国道431号南北のエリア）

(2)福生地区（福生東小学校周辺の皆生エリア）

(3)観音寺新町地区

※鉄道駅から800m圏、またはピーク時片道3本/h以上のバス停から400m圏

③洪水浸水想定区域で洪水浸水深5m以上

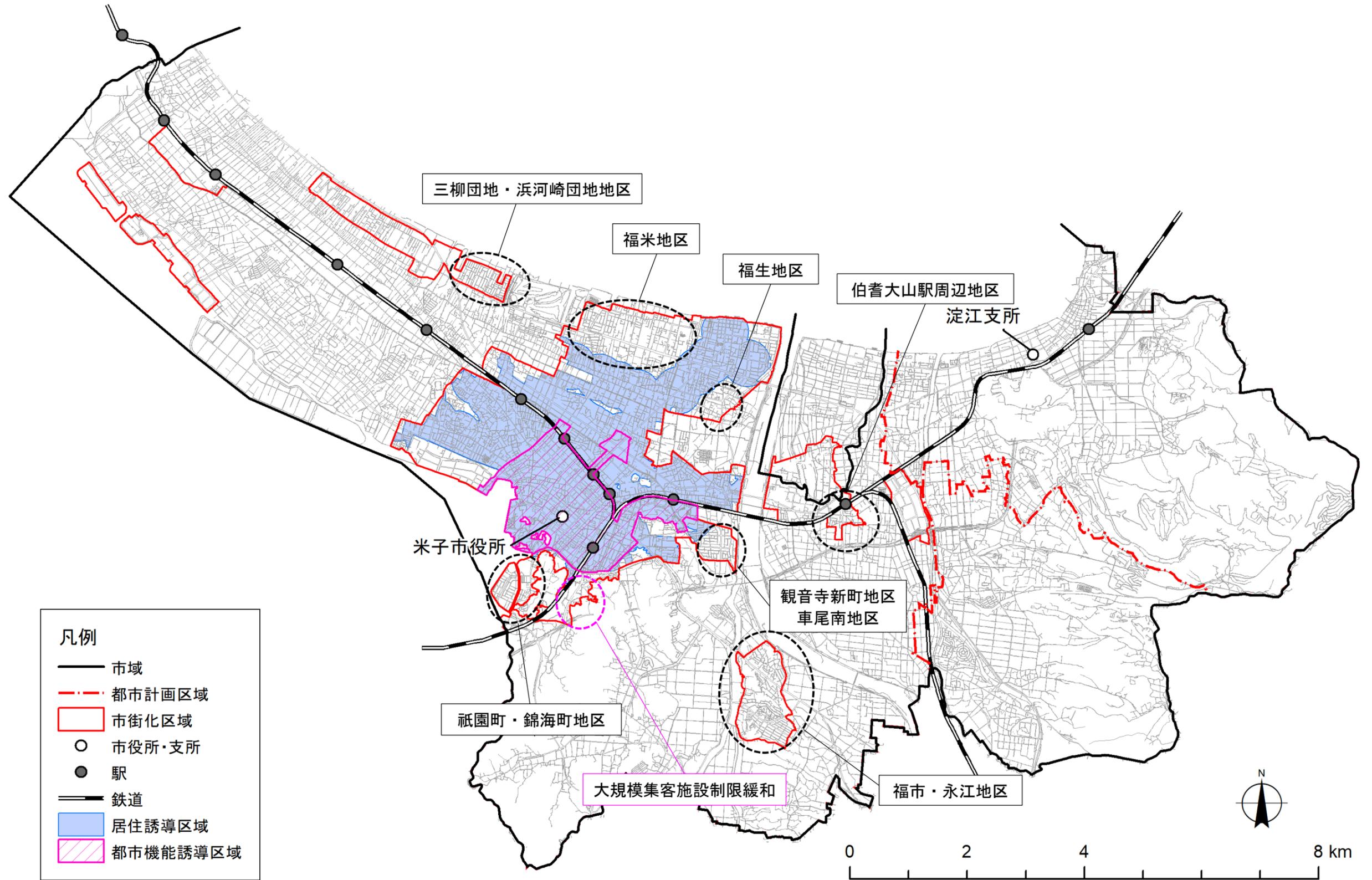
- ・観音寺新町、車尾南地区の一部が区域となる。

2. 都市機能誘導区域の設定について

①中心市街地活性化基本計画エリアに隣接する準工業地域

- ・大規模集客施設制限を緩和したことにより開発が促進される可能性がある区域

■ 誘導区域の設定に関する素案段階での課題



(参考) 人口集中地区 (平成 27 年・令和 2 年)

